

行政に対する苦情の受理状況報告書

(令和3年3月分)

参議院行政監視委員会では、「行政に対する苦情の取扱いについて」(平成30年12月10日理事会確認)に基づきまして、広く国民の皆様から行政に対する苦情を受け付けております。

行政に対する苦情の取扱いについて

1. 苦情の範囲

行政監視委員会は、行政制度・施策の改善及び行政運営上の遅延、不適切、怠慢、不注意、能力不足などによって生じた不適正行政による具体的な権利・利益の侵害に関する苦情を受理する。

2. 苦情の受付

苦情は、参議院ホームページ上の入力フォームのほか、行政監視委員会又は同委員長に宛てた封書・はがき及びFAXにより受け付ける。

3. 受理した苦情の委員への報告

受け付けた苦情のうち、内容が不適当なもの以外の苦情を受理し、調査室において報告書(月報)として取りまとめ、委員に配付する。

4. 行政監視委員会における調査への活用

受理した苦情は、行政監視委員会において調査の端緒として活用する。

行政に対する苦情受付制度は、本委員会が行政監視活動を行うに当たり、国民の皆様から寄せられた行政に対する苦情を基礎的な資料・情報源の一つとして活用しようとするものです。寄せられた苦情に対して個別に応えるものではありません。また、行政以外の立法や司法等に関する苦情は対象ではありません。

令和3年4月

参議院行政監視委員会調査室

行政に対する苦情の受理状況（令和3年3月1日～31日）

上記期間に受理した苦情は、以下の62件です。

苦情に関するお問い合わせ：行政監視委員会調査室(内線75363)

	件名・要旨	受理年月日
	[非課税世帯等に対する給付金について]	
1	ひとり親家庭や非課税世帯等を対象とした給付金の必要性が主張されているが、支給対象から外される中間所得層であっても収入が少しでも減少すれば生活は苦しく、簡単に税金を納めているわけではない。給付金を支給するのであれば、全国民を対象とするべきであり、高額所得層については確定申告時に必要な額を徴収するようにすればよい。	R3.3.1 ホームページ
2	[非課税世帯等に対する給付金について] 給付金の支給対象を限定するのであれば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前から非課税世帯であった人は対象とせず、感染拡大の影響で収入が減少するなどして非課税世帯となった人に限定してほしい。きちんと納税してきた人をもっと大切にしてほしい。	R3.3.1 ホームページ
3	[送電網の開放による大規模再生エネルギー発電の促進について] 現在ほとんどの原子力発電所が稼働を停止しており、その送電網が使用されていないにもかかわらず、送電網の先着優先原則により、大規模な再生エネルギー発電設備の新規接続が制限されている。期間を限定して使用していない送電網を開放し、その更新等を行うことで、大規模な再生エネルギー発電を促進すべきである。	R3.3.2 ホームページ
4	[税金の徴収猶予に関する区職員の対応について] 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえた税金の徴収猶予について、区役所の納税課職員から高圧的な態度で申請期限を過ぎていると言われた。総務省に確認したところ、徴収猶予の申請については柔軟に対応するとの見解が示され、実際に税務署や他の複数の区においても柔軟な対応を確認することができた。区長への手紙を利用し柔軟な対応について数回の問い合わせを行っているが、まともな回答はなく、正当性を主張するばかりである。区役所の存在意義とは何なのか、疑問である。	R3.3.6 ホームページ
5	[西武信用金庫による不正融資について] 西武信用金庫は不正融資問題に関し不誠実な対応に終始しており信頼できる金融機関ではないことが明白であるにもかかわらず、金融庁が3年近くも監督官庁として本件への対応を行っていないことは明らかに怠慢であり、監督責任を放棄していると考えられる。金融庁は早急に被害者救済のため強いリーダーシップを発揮するべきである。	R3.3.6 ホームページ

	件名・要旨	受理年月日
6	<p>[尖閣諸島を守るための対策について]</p> <p>政府は、尖閣諸島を守るための対策として、平時から陸上自衛隊を尖閣諸島に配備し石垣島などに現地統合司令部を常設すること、海上自衛隊と海上保安庁の相互の連携行動を迅速容易にする体制を高めること、海上保安庁や自衛隊の予算・定員を増加すること、中国艦艇の動向に関する継続的な情報収集等を行うこと、アメリカ、台湾、東南アジア諸国の軍・沿岸警備隊と継続的な情報交換等を行うこと、台湾とのホットライン開設等を行うこと、緊急時における中国指導部等との直接的なホットラインの開設等を行うことなどを早急に実行してほしい。</p>	R3.3.8 ホームページ
7	<p>[NHKの受信料等について]</p> <p>NHKと受信契約を締結しない世帯に対する割増金制度の導入が検討されている。これにより受信契約者の増加につながる一方、NHKの放送番組を視聴しておらず受信料を支払いたくないのに支払わなければならないというストレスが増え、また、支払を拒否すれば提訴される可能性も高まることとなり、憂鬱である。「NHKプラス」（NHKの放送番組をインターネットで視聴できるサービス）の登録数が122万件とのことであれば、地上放送と衛星放送についてはスクランブル化を実施すればよい。</p>	R3.3.9 ホームページ
8	<p>[厚生労働省社会・援護局地域生活支援推進室の対応等について]</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課の地域生活支援推進室について、ホームページ上の室長名を更新していないこと、同室宛てに送付した文書を紛失していたことが分かった。こうした対応の繰り返しは、国民の不信感を増長させているのではないかと。</p>	R3.3.9 郵送
9	<p>[プラスチック資源循環促進法案等について]</p> <p>プラスチック資源循環促進法案が閣議決定されたとの報道によると、小泉環境大臣は、「これからは無料でスプーンが出てこなくなる。レジ袋有料化の発展版だ」と発言しているとのことだが、プラスチック製買物袋の有料化の撤廃も含め、国民に負担を課す施策は直ちにやめてほしい。</p>	R3.3.9 ホームページ
10	<p>[警察官による身体検査について]</p> <p>警察官から事情聴取を受けた際、強制的に指紋と足形を採取され、身長と体重を測定された。刑事訴訟法第218条においては指紋採取等の身体検査は、逮捕され身体を拘束された場合又は身体検査令状がある場合に限るとされており、また、何人みだりに指紋押捺を強制されない自由は憲法第13条において保障されている。このような重大な権利侵害を放置しないでほしい。</p>	R3.3.9 ホームページ
11 12	<p>[プラスチック資源循環促進法案について]</p> <p>使い捨てスプーン等の提供を規制することなどを盛り込んだプラスチック資源循環促進法案がまとめられ、今後はスプーン等の有料化も検討されているとの報道があった。本法案には反対である。</p>	R3.3.10 ホームページ
13	<p>[プラスチック資源循環促進法案について]</p> <p>使い捨てスプーン等の提供を規制することなどを盛り込んだプラスチック資源循環促進法案がまとめられ、今後は使い捨てスプーン等の有料化も検討されているとの報道があった。環境省は、海洋プラスチックごみのうち最も高い割合を占めるものとしてプラスチック製の蓋を挙げていたが、規制の対象をスプーン等としたことについての理由の説明がない限り、本法案には反対である。</p>	R3.3.10 ホームページ

	件名・要旨	受理年月日
14	<p>[プラスチック資源循環促進法案等について]</p> <p>プラスチック資源循環促進法案の提出と既に施行されたプラスチック製買物袋の有料化を義務付ける省令については、プラスチック製の買物袋やスプーン等の使用が環境に与える影響について根拠が全く示されていないこと、消費者の意識改革を促す手段として金銭の支払を課すことは行政の在り方として問題であること、政府の規制改革の方針に逆行していること、逆進性が高く、新型コロナウイルス感染症の影響下にある国民の生活を脅かすものであることなどから、直ちに停止してほしい。</p>	R3. 3. 10 ホームページ
15	<p>[プラスチック資源循環促進法案について]</p> <p>プラスチック資源循環促進法案が成立した場合、スプーン等を携帯するようになることが想定されるが、不衛生であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の要因となるおそれがある。また、使い捨てスプーン等の有料化の義務付けは営業の自由を侵害するものであり、これらを取り扱う事業者の売上圧迫にもつながることから、このような施策は実施するべきではない。</p>	R3. 3. 10 ホームページ
16	<p>[プラスチック資源循環促進法案について]</p> <p>買物袋に続き、フォーク等のプラスチック製品の有料化を進めることに断固として反対する。国民の真意を問うことなく、政府が強制力をもって経済活動に介入することは問題であり、エコと言えども何でも通用すると国民を軽視するのはやめてほしい。</p>	R3. 3. 10 ホームページ
17	<p>[プラスチック資源循環促進法案について]</p> <p>プラスチック資源循環促進法案が国会に提出されたとのことだが、新型コロナウイルス感染症の影響により失業者が増加しているにもかかわらず、買物袋に続きスプーン等のプラスチック製品についても有料化することは疑問であり、携帯用スプーン等の利用は感染拡大のリスクを高めることにもなる。プラスチック製買物袋については、有料化後も別途購入して利用することが多いため、プラスチックごみの削減には寄与していないし、そもそも海洋プラスチックごみの大半は他国が排出しているとのことである。もう少し効果的な法案を考えてほしい。</p>	R3. 3. 10 ホームページ
18	<p>[プラスチック資源循環促進法案等について]</p> <p>使い捨てスプーン等の無料配布の規制を含むプラスチック資源循環促進法案の検討がなされるとの報道を見たが、まずはプラスチック製買物袋の有料化による効果や弊害、損失等の影響評価を行い国民に開示するとともに、説明を行うべきである。その上で、本法案についても同様の対応を求める。</p>	R3. 3. 10 ホームページ
19	<p>[プラスチック資源循環促進法案について]</p> <p>プラスチック資源循環促進法案に断固として反対する。特に外で作業する労働者にとって、携帯用スプーンの利用は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下でなくとも非常に不衛生である。また、本法案はプラスチック製買物袋やスプーン等の製造に関係する産業を国が妨害することになるとともに、プラスチック製買物袋やスプーン等の有料化は実質的な増税であることから、収入減で苦しむ国民に追い打ちをかけることにもなる。</p>	R3. 3. 10 ホームページ
20	<p>[公安委員会の対応について]</p> <p>被害者に対して怒鳴るなど、警察において不適切な対応が繰り返されていたことから、公安委員会に対し苦情申出を行ったところ、警察の一連の対応に問題はなかったとの回答を得た。組織的に隠ぺいしているようにも感じられ、納得できない。</p>	R3. 3. 10 郵送

	件名・要旨	受理年月日
21	<p>[プラスチック資源循環促進法案について]</p> <p>使い捨てスプーン等の提供を規制することなどを盛り込んだプラスチック資源循環促進法案がまとめられたとの報道があったが、この施策は実質的な増税に当たると考える。エコ推進は世界的な潮流であるとしても、以前から環境問題に取り組んでいる日本からすれば、今以上の取組は過剰である。プラスチック製買物袋の有料化について効果検証も行わず国民に対して十分な説明もないまま新たな規制を課すことは問題であり、他の規制を廃止して国民負担を減らすなどの措置を検討してほしい。</p>	R3. 3. 10 ホームページ
22 23	<p>[プラスチック資源循環促進法案について]</p> <p>使い捨てスプーン等の有料化の検討などを含めたプラスチック資源循環促進法案が閣議決定されたとのことだが、国民の私権に対し制約を課す本法案には断固として反対である。プラスチック製買物袋の有料化については、平成18年の容器リサイクル法改正時に憲法（営業の自由）違反のおそれがあるなどとして明文化が見送られたにもかかわらず、その後特段の議論もなされないまま有料化が実施され、今度はスプーン等のプラスチック製品を対象が拡大されようとしている。国民の自由や権利について、もっと真剣に検討してほしい。</p>	R3. 3. 10 ホームページ
24	<p>[プラスチック資源循環促進法案について]</p> <p>プラスチック製買物袋の有料化も問題の多い施策であるが、プラスチック資源循環促進法案は更に問題が多い。プラスチック製品を有料化するか否かは、本来事業者側が自由に選択すべき事柄であり、環境のためと言えども許容されるわけではない。重い税負担により苦しんでいる国民に、これ以上負担を課さないでほしい。</p>	R3. 3. 10 ホームページ
25	<p>[プラスチック資源循環促進法案等について]</p> <p>使い捨てスプーン等やプラスチック製レジ袋の有料化について、負担を課される国民の立場に立って考えてほしい。</p>	R3. 3. 10 ホームページ
26	<p>[プラスチック資源循環促進法案について]</p> <p>プラスチック資源循環促進法案の背景とされている海洋プラスチックごみ問題等は、プラスチックの資源循環の促進によっては解決されず、本法案は、スプーン等のプラスチック製品の提供事業者の営業の自由を不当に侵害するものであることから、閣議決定の取下げを求める。</p>	R3. 3. 10 ホームページ
27	<p>[プラスチック資源循環促進法案等について]</p> <p>プラスチック製買物袋の有料化についての効果検証を行わないまま、新たに使い捨てスプーン等の有料化や炭素税の導入が検討されているとのことだが、これらの施策を進めることは国益にかなうものではなく、許されない。</p>	R3. 3. 10 ホームページ
28	<p>[プラスチック資源循環促進法案について]</p> <p>プラスチック資源循環促進法案により、使い捨てスプーン等の有料化が検討されるとのことだが、これは民間事業者の営業の自由に対する介入であり、スプーン等を受け取るか否かも民間人の自由である。本法案は憲法違反に当たることから、直ちに閣議決定を取り下げてほしい。</p>	R3. 3. 10 ホームページ

	件名・要旨	受理年月日
29	<p>[プラスチック資源循環促進法案について]</p> <p>プラスチック資源循環促進法案により使い捨てスプーン等の有料化も検討されているとの報道を見たが、このような、国民に負担を強いる法案が簡単に閣議決定されてしまうことに憤りを感じる。本法案による規制が環境に対しどの程度効果があるのか、経済に対しどのような影響があるのかについてしっかりと説明するべきである。少なくとも、この規制は今の情勢で議論すべきものではないと思われることから、本法案に反対する。</p>	R3. 3. 10 ホームページ
30	<p>[プラスチック資源循環促進法案等について]</p> <p>プラスチック資源循環促進法案が閣議決定され、使い捨てスプーン等の有料化も検討されているとのことであるが、その前に、プラスチック製買物袋の有料化について効果検証を行ってほしい。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、国民が衛生面でも経済面でも負担を強いられている中、有料化の対象を更に広げることは、実質的な増税になるとともに、店舗での混乱や手間を増やすことになる。そもそも有料化するか否かは事業者が決めることであり、政府が有料化を強制することは、経済活動の自由を保障する憲法違反に該当するのではないか。プラスチック製買物袋の有料化についても本法案についても取りやめてほしい。</p>	R3. 3. 11 ホームページ
31	<p>[プラスチック資源循環促進法案等について]</p> <p>新たな規制を増やそうとするのであれば、プラスチック製買物袋の有料化の効果について、しっかりとしたデータに基づき公表してほしい。</p>	R3. 3. 11 ホームページ
32	<p>[不動産鑑定士による不正への国土交通省の対応及び総務省の行政相談について]</p> <p>西武信用金庫による不正融資に関与した不動産鑑定士について、国土交通省は、監督官庁として率先して調査を行う立場であるにもかかわらず、特段の対応を行わず、処分請求に対しても一切の情報を開示しない。この国土交通省の対応について総務省の行政相談に相談したところ、国土交通省に直接問い合わせしてほしい旨が示され、全く事が進まない。</p>	R3. 3. 11 ホームページ
33	<p>[プラスチック資源循環促進法案等について]</p> <p>使い捨てスプーン等の有料化の検討を含めたプラスチック資源循環促進法案が閣議決定されたが、国内外の情勢が不安定な中においても対応を急ぐべき問題であれば、当然に調査や研究がなされているはずであり、そのデータを公表するべきである。いまだにプラスチック製買物袋の有料化の効果も明らかにされておらず、マイクロプラスチックによる健康被害に関するデータも公表されていないように思う。プラスチック製買物袋の有料化や本法案は私権を制約するものであるが、それでもなおプラスチック製品への規制が必要であるという根拠を示せない限り、不信感は高まる一方であり、本法案に断固反対する。</p>	R3. 3. 11 ホームページ
34	<p>[消費者に対し負担をかける施策について]</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で消費が落ち込んでいるにもかかわらず、消費者に対し更なる負担をかける施策は到底看過できない。</p>	R3. 3. 12 ホームページ
35	<p>[プラスチック資源循環促進法案について]</p> <p>プラスチック製買物袋の有料化についての評価を行わずして、プラスチック資源循環促進法案を提出するべきではない。これ以上国民を苦しめないでほしい。</p>	R3. 3. 12 ホームページ

	件名・要旨	受理年月日
36	<p>[プラスチック資源循環促進法案について]</p> <p>環境に関する施策を行うに当たっては、復興、農業、林業、健康、エネルギー等を包括した視点で、日本の実情に合った主体性のある施策を打ち出してほしい。消費税率の10%への引上げや新型コロナウイルス感染症の影響等により負担を強いられている国民生活の切実な現状が全く把握できていない。プラスチック製買物袋や使い捨てスプーンに対する規制について、市町村単位での意識の高まりにより実施するのであれば納得がいくが、国が罰金を課すような法律を制定することは疑問である。プラスチック製買物袋の有料化によるプラスチックごみの削減効果についても疑問である。</p>	R3. 3. 12 ホームページ
37	<p>[使い捨てスプーン等の有料化について]</p> <p>使い捨てスプーン等の有料化を勝手に進めないでほしい。</p>	R3. 3. 12 ホームページ
38	<p>[プラスチック資源循環促進法案等について]</p> <p>医療現場では、滅菌・殺菌状態を保つために、プラスチック製品は使用した都度廃棄している。プラスチック製買物袋の有料化でプラスチックごみは削減されていないように思うが、当該施策の評価はどうであったのか疑問である。プラスチック製買物袋の有料化を直ちにやめるとともに、使い捨てスプーンの有料化の検討を直ちに切りやめてほしい。</p>	R3. 3. 12 ホームページ
39	<p>[プラスチック資源循環促進法案について]</p> <p>プラスチック資源循環促進法案が成立した場合、プラスチック製スプーン等の関連事業者の売上が減少し、生産設備を縮小させるおそれがある。大規模災害が発生した際にプラスチック製スプーン等は大いに機能すると考えるが、本法案成立後においてもこれらの安定供給が可能であるか疑問である。</p>	R3. 3. 12 ホームページ
40	<p>[正確な数値の提示等について]</p> <p>病床関係を始めとした新型コロナウイルス感染症に関する情報について、正確な数値を示してほしい。また、プラスチック製買物袋の有料化による効果や、使い捨てスプーン等の有料化により見込まれる効果についても示してほしい。国民に金銭的負担を課す施策を省令で定めていることは疑問であり、施策の効果をきちんと示してほしい。</p>	R3. 3. 12 ホームページ
41	<p>[北陸新幹線について]</p> <p>北陸新幹線に松任駅を追加する必要がある。</p>	R3. 3. 13 ホームページ
42	<p>[求人情報における年齢制限等について]</p> <p>働き方改革を掲げるのであれば、雇用機会の公平性に配慮し、求人の際の年齢制限を禁止するとともに、履歴書への性別、顔写真、年齢、既婚等の記載を廃止してほしい。諸外国と比較して、就職の際にこのような情報を書かなければならないことに強い違和感がある。</p>	R3. 3. 13 ホームページ
43	<p>[プラスチック資源循環促進法案について]</p> <p>労働現場に重い負担をかけてまでプラスチック製品の有料化を強制すべきではない。むしろ、プラスチック製品は実用性があることから、自由化に向けて検討すべきである。</p>	R3. 3. 13 ホームページ

	件名・要旨	受理年月日
44	<p>[市役所による特別定額給付金の差押えについて]</p> <p>無収入である旨を申告し、国民健康保険税を滞納しているが、特別定額給付金が口座に入金された後、市役所により、その一部が差し押さえられた。特別定額給付金は差押えが禁止されているにもかかわらず、全国的に同様の事態が生じているようであり、貧困者救済の観点から問題である。</p>	R3. 3. 16 ホームページ
45 54	<p>[未来の災難への対応と準備について]</p> <p>政府は、自然災害等の未来の災難を重視し、その対応と準備について検討してほしい。</p>	R3. 3. 18 ホームページ
55	<p>[西武信用金庫による不正融資について]</p> <p>西武信用金庫は不正融資問題に関し不誠実な対応に終始しており信頼できる金融機関ではないことが明白であるにもかかわらず、金融庁が3年近くも本件への対応を行っていないことは明らかに怠慢であり、監督責任を放棄していると同時に、加害者を保護し、被害者を無視するという姿勢が明確である。金融庁は早急に、被害者救済のための強いリーダーシップを発揮するべきである。</p>	R3. 3. 20 ホームページ
56	<p>[プラスチック資源循環促進法案等について]</p> <p>プラスチック資源循環促進法案が閣議決定されたとの報道があったが、プラスチック製買物袋の有料化の効果を発表しないままで、本法案により政府がどのような効果を期待しているのか分からない。その上、罰則を課すなどあり得ない。そもそも海洋ごみの大半は漁具であるし、小泉環境大臣も買物袋有料化によってはプラスチックごみ削減の効果は期待できず、国民への啓発のためと発言している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大下において国民生活を不便かつ不衛生にする意味が分からない。日本のごみ焼却技術は優れており、プラスチックごみを焼却しても有毒物質は排出されない。プラスチック製スプーン等が有料化されても環境が良くなるとは思えない。諸外国に合わせる必要はなく、日本のルールに則して日本国民の生活を優先に考えてほしい。</p>	R3. 3. 21 ホームページ
57	<p>[新型コロナウイルス感染症対策について]</p> <p>政府は新型コロナウイルス感染症対策として緊急事態宣言を発出しているが、その内容が不十分であるため、期間を延長しても同感染症を抑え込むことができていない。緊急事態であるにもかかわらず、混雑した公共交通機関は当然のように運行されており、利用が集中すると密にならざるを得ないことから、立席を認めない全席指定席とするか、可能であれば全個室化すべきである。また、緊急事態なのだから、諸外国のように外出を禁止すべきである。それが困難なのであれば、より感染防止効果の高いマスクの配布と着用義務化を行うべきである。</p>	R3. 3. 22 ホームページ
58	<p>[一時支援金等の申請方法等について]</p> <p>経済を回復させようとするのであれば、真面目に働いている人々のことを考え、緊急事態宣言に伴う時短営業等により売上げが減少した事業者に対する一時支援金等についてももう少し申請しやすい方法にしてほしい。また、東京都は時短要請に応じなかった事業者に罰則を課すこととしたが、十分な支援金もなく、生きるためには営業せざるを得ない状況であったことを理解するよう政府から東京都に進言してほしい。</p>	R3. 3. 23 ホームページ

	件名・要旨	受理年月日
59	<p>[不動産鑑定士による不正への国土交通省の対応及び総務省の行政相談について]</p> <p>西武信用金庫による不正融資に関与した不動産鑑定士の不正行為を見過ごし続ける国土交通省の判断について総務省の行政相談に問い合わせたが、総務省はこれを了とした。国土交通省と総務省は、国の行政機関として何の役割を担っているのか分からず、問題である。</p>	R3. 3. 25 ホームページ
60	<p>[選挙への立候補に必要な供託金について]</p> <p>参議院・衆議院選挙に立候補するために300万円の供託金を納める必要がある現状では、財産が乏しい者は立候補が難しく、民主主義の軸である政治参加が妨げられているように感じる。また、立候補者が少なくなると、選挙が無意味にもなりかねない。少なくとも10万円程度まで供託金を減額すれば、状況は改善されるのではないか。</p>	R3. 3. 26 ホームページ
61	<p>[新型コロナウイルス感染症対策について]</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大から1年が経つが、その間の政府の政策は、ワクチン接種については進捗が見られるものの何一つ変わっていない。感染者が増加すると、医療崩壊、緊急事態宣言、時短要請といった事柄が叫ばれ、国民の生活が苦しくなっているのにもかかわらず、感染症対策に伴う支援金は中途半端なものばかりである。国民の声が政府に届いているのか疑問である。</p>	R3. 3. 30 ホームページ
62	<p>[新型コロナウイルス感染症対策について]</p> <p>政府の新型コロナウイルス感染症対策は、経済対策を重視し過ぎていると思う。新型コロナウイルス感染症については、感染拡大の初期段階から政府の対応が間違っていたのではないか。</p>	R3. 3. 31 ホームページ